

## 第27回 佐用町議会(臨時)会議録 (第1日)

平成21年5月21日(木曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八郎	書 記	尾崎 基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (4名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	総 務 課 長	坪 内 頼 男	税 務 課 長	保 井 正 文
	欠 席 者 (名)			
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

## 【本日の会議に付した案件】

日程第1． 会議録署名議員の指名

日程第2． 会期決定の件

日程第3． 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例 専決第1号）

日程第4． 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 専決第2号）

日程第5． 議案第56号 佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

---

午前09時30分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第27回佐用町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、新型インフルエンザ等感染拡大の中、ご健勝にてお越しをいただきまして、本当にありがとうございます。

さて、今期臨時会に付議されました案件は、専決処分の承認2件、条例改正1件でございます。

何とぞ、議員各位にはご精励を賜り、これら案件につきまして慎重なるご審議をいただき、適切妥当なる結論が得られますようお願いをいたしまして、開会のごあいさつといたします。

町長、あいさつお願いいたします。

町長（庵逄典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。早朝からご苦労様です。

5月もはや下旬に入りまして、町内各地、それぞれ田んぼの方もですね、田植えの方も終わっているところ、また最中のところ、今年も順調にですね、今、田植えの方も進んでいるようですけれども、今、お話のように、先週の土曜日からですね、県の兵庫県内において新型インフルエンザの患者が発生したというようなことも受けてですね、それ以来、町といたしましても、対策本部会議を開いたり、また県との連絡調整、また、それぞれ学校、また保育園等休園、休校しておりますし、また、その連絡、対応についてですね、今、各課挙げてですね、取り組んでいるところでございます。

後ほどですね、全員協議会の中でですね、これまでの経過と、今の対応について、また、その件についても、ご説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

本日は、臨時議会、専決、税条例の件と、職員と皆さんも含めてですけれども、夏の一時金についてですね、人事院勧告が、国家公務員のがありましたので、それに基づいた減額の条例を出させていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） はい、ありがとうございました。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第27回佐用町議会臨時会を開会いたします。

なお、今期臨時会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、総務課長、税務課長であります。

これより本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

---

#### 日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第 1 は、会議録署名議員の指名でございます。  
会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定によりまして議長より指名をいたします。  
4 番、岡本義次君。5 番、笹田鈴香君。両君にお願いいたします。

---

#### 日程第 2 . 会期決定の件

議長（西岡 正君） 続いて、日程 2 であります。会期の決定の件を議題といたします。  
お諮りします。会期は本日 5 月 21 日の 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日 1 日限り  
と決定いたしました。

---

#### 日程第 3 . 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する 条例 専決第 1 号）

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 3 に入ります。  
なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配布  
いたしており、ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと  
思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。  
承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例の一部を改正する条  
例、専決第 1 号を議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第 1 号、佐用町税条  
例、平成 17 年佐用町条例第 70 号の一部を改正する条例及び第 2 号、佐用町税条例の一部  
を改正する条例、平成 20 年佐用町条例第 18 号の一部を改正する条例の専決処分の承認を  
求めることについて提案のご説明を申し上げます。

国会において平成 21 年 3 月 31 日、税制改正法案が可決され、地方税法の一部を改正す  
る法律、平成 21 年法律第 9 号が即日交付されたことに伴い、地方自治法第 179 条第 1 項

の規定により、佐用町税条例及び佐用町税条例の一部を改正する条例それぞれの一部改正条例を同日に専決処分をいたしましたので、報告をし、承認を求めますのでございます。

この度の改正の主なものといたしましては、個人町民税における平成 21 年から 25 年までの間に入居者を対象とした住宅ローン特別控除の創設でございます。これは平成 21 年度分以降の所得税において、住宅借入金等特別税額控除の適用があるものの内、所得税額を控除後、更に残額が生じるものについては、翌年度の個人町民税から 5 万 8,500 円を限度として減額をするものでございます。

次に、固定資産税については、土地にかかる負担調整措置を平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間継続するとともに、22 年度、23 年度の据え置き年度においても簡易な方法により価格の下落修正ができる特別措置を講じ継続するとしております。

また配当及び株式譲渡益に対する軽減、つまり税率 1.8 パーセントを 3 年間継続するものでございます。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これより承認第 1 号の質疑に入ります。質疑ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） これが改正されることによって佐用町としてですね、件数なり、ど  
ういうふうな格好の中で起こるんですか。佐用町の中として。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） 先ほどの町長の説明の中で、後段の土地に関する軽減措置。それから、株式譲渡益に関する軽減措置につきましては、従前より平成 18 年から 20 年度の間、継続して、そういった形のものが施行されておりますので、それについては、別段、従来どおりいう解釈はできるというふうに認識しております。

それから、もう 1 点、冒頭にありました住宅ローンの創設でございますが、これは、平成 19 年税源移譲になりまして従来住宅ローンの控除については国税の制度だったんですが、税源移譲ということで、18 年度分までに限り国税で引ききれなかった分は、住民税という措置が、緊急措置がなされました。19 年、20 年については、もう税源措置後ということであって、国税だけの控除、それから、この度の改正につきましては、21 年度以降、新たに国税で引ききれない分を住民税で引くという新しい措置が講じられて、現実的に、これが一番佐用町に影響するかと思うんですが、ただ、それに対して、町の方で住民税の方で住宅取得控除をさせていただくんですが、全額、減収特例交付金ということで、国の方で、佐用町の減収分につきましては補てんされますので、結果的には、従来どおり、そうそう影響はないというふうに感じております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） そしたら、例えば、該当する分と、それから、金額的には、佐用町としては、そんなに影響が出てこないということでございますけれど、その該当件数とかいうのは、だいたいつかんどん。それ分かん。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） 先ほどの説明でありましたように、平成 21 年度から、25 年度に新築ないし入居された住宅が対象でございますので、結果的には、21 年度末の所得税、22 年度の住民税に反映するものであって、現状は分かりません。ただ、参考までに、先ほど言いました 19 年税源移譲後住民税で補てんした件数と金額ですが、19 年度分の所得税で、20 年度分町民税ということでは、221 人。金額にしますと、町民税で 528 万 4,000 円。これも先ほど、ちょっと言いましたが地方特例交付金ということで、全額国の方から財源補てんはされております。それから、21 年度、未だ追加で申告等がぼろぼろあるかとも思うのですが、現時点では、165 人、町民税で 395 万 3,000 円ということです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔岡本義君「はい」と呼ぶ〕

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 58 条、これも新しく、説明、町長の当初の説明ではなかったんですけども、社会医療法人に対しての措置はなされているんですけども、これは、都道府県の医療計画に基づいて地域に不可欠な医療等確保事業を行う貢献の高い医療法人として都道府県知事の認可する。その医療法改正によって税制優遇するというので、これは、佐用町、県下であると思うんですけども、佐用町じゃあ、公立病院なり中央病院なりが、それにかかわってくると思うんですけども、全国でも数が少ないですから、県下の状況はどういうことなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） おっしゃるように、今の状況、これが平成、ちょっとお待ちくださいよ、この医療法人とか救急医療につきまして、で、医療法人の概念そのものが、まあ平成 19 年あたりに出来上がったもので、新しいもので、そう、救急医療も含めましてですが、ちょっと県下のんは、掌握してないんですが、この 4 月 1 日現在で、これ全国の話なんですけど、55 法人が認定を受けておるということです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まあ、その点で、この条例改正、だいたい国の法律ができて、こういうことなんでしょうけれども、佐用町にとっては、ほとんど、それは、この点は、関係ないと。

それと、次にですね、この度の国の、その、3月に成立した地方税法改正では、（聴取不能）、高齢者向け住宅、障害者雇用事業所等の非課税措置、こういうのも含まれておるんですけども、今回の条例改正、これに、町の条例改正のどれに当たるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） ちょっと待ってくださいよ。探しますんで。

ちょっとね、条文は、直ぐにはよう探さんのんですが、優良住宅に対する土地の軽減措置というのが、ちょっと条文の方があれなんです、あるんですが、枠を広げまして、そういったものも該当するいうふうになっております。

ちょっと、よろしかったら条文探します。

6番（金谷英志君） はい。

税務課長（保井正文君） はい、ごめんなさい。新旧対照表の、お手元、14分の5ページに、10条の2あたり、（聴取不能）、14分の5ページに、これ賃貸ですけど、高齢者向け優良住宅、通常2分の1の減額を3分の2減額すると言ったところが該当せえへんかというふうに思います。

後、いろんなところで、そういった条文が、一部改正の一部改正とかいうことで、あっちやこっちやに、他の関係条文のところに顔を出しますので、方々、その言葉が出て来ようかと思うんですが、土地に関する特例の対象になるということで、解釈しております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 今言われた、その高齢者向け住宅については、そうなんです。他にですね、障害者を多数雇用する事業所に対しても、不動産取得税、固定資産税の減額措置の延長もあるんですけど。

それから、事業所用家屋を対象に取得から5年間、課税標準額の6分の1、障害者雇用割合及び（聴取不能）が減額。こんなのも、ほな、今回の条例改正の中に、謳われておるといことなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） ちょっと、条文は、中々、ピタっという指摘できんのんですが、そういう内容も含まれております。

6 番（金谷英志君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、まず順番に 56 条の関係から伺います。固定資産税の納税義務者の関係でありますけれども、ああ失礼、54 条ですね。失礼、54 条です。の改正です。

まず、これ町に関係あるかどうかということを確認したいんですが、納税義務者を、いわゆる土地改良法の第 2 条第 2 項第 4 号、埋立、干拓地を、これ除外となっていたのを、農地法第 61 条の規定するものということに変わったということですが、まず確認しますけれども、これに該当するような内容、固定資産税の内容というのは、本町にないかどうか、この点を確認します。

議長（西岡 正君） はい。

税務課長（保井正文君） すいません、ちょっとお待ちくださいね。  
はい、すいません。56 条ですね。

21 番（鍋島裕文君） いえ、失礼、54 条です。ごめんごめん。

税務課長（保井正文君） ごめんなさい、54 条。

21 番（鍋島裕文君） いい間違えただけ。

税務課長（保井正文君） はい、分かりました。すいません。

これの内容についてはね、おっしゃるように土地改良とかいうので、ほ場整備なんかで国有地編入といったたぐいのものなんです、これが関係上位法の方で、元のんが、新旧対照表の右側、同項第 2 号が同項第 1 号ということで、上位法令が移動しましたんで、その関係で一部変更ということで、これについては、内容的には、あまり精査ようしとらんのんですが、法令そのものが変わったということじゃなしに、上位法令の削除とかいう格好で適用部分が移動になったということでご理解いただけたらと思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 本町に関係ないということだと思います。

それでは、もう 1 点ね、例の固定資産税のいわゆる調整、負担調整の継続延長の関係ですけれども、これは、一般的には、公示価格の 7 割、その内小規模は 6 分の 1、一般住宅 3 分の 1 という、そういった調整をしてきておるわけですが、公示価格は全体的に下落していくという状況を鑑みするならばね、この延長することによって、やっぱり一定、固定資

産税の減収ということになるというふうに考えるわけですが、そのあたりは、どのように見ておられますか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） これはまあ、あちこち出てきますんで、総括的にお話し上げたいと思うんですが、一部、都市部では、上昇気配にあるような傾向です。

それで、ただし、最近は、またちょっと落ち込みみたいな格好で、公示価格の7割言いましたも、現実的には、平成3年あたりをピークにしたバブル期にべらぼうに上がりましたんで、実際の課税標準額は、かなり低いランクにずっと抑えてきた経緯がございます。で、ただ、基本的には、微増、できるだけ7割に近づけるという方向で負担調整等が継続して行われとうわけなんです、中には、急激に下落する場合がありますんで、近隣との兼ね合い加減でやむを得ず、こういった形で軽減措置を講じなければならない。あるいは、前年度から据え置きにせないかんというようなケースも出てこようかと思えますんで、場所によっては、上がったたり下がったりのような状況が続いておると思うんで、そのへんの微調整という意味で継続されておるんだというふうに理解しております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 勿論、09年度が評価替えの年ですから、それを受けてということになるんですけども、今のとこだったら、ほとんど評価替えしても、この調整率がある限り基本的には変わらないというふうにふんでいいんですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

税務課長（保井正文君） 佐用町におきましては、ご承知のように、こういった土地柄でございますんで、ほぼ変わらないというふうにご理解いただければよろしいかと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 新旧対照表の12ページですけれども17条、それから19条、20条について、その特定管理株式等が価値を失った場合、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例。それから、20条では、19条では、特例中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例とかあるんですけども、これに、聞きたいのは、本町で、こういう額とかね、額と、それから、どういうふうな、この影響があるのか。

議長（西岡 正君） はい。

税務課長（保井正文君） これにつきましても、基本的には、先ほど、ごめんなさいよ。ちょっと間違えかね。ごめんなさい、19条の2と、20条とおっしゃったんですね。

6 番（金谷英志君） 17 条。

税務課長（保井正文君） ごめんなさい。19 条の 2 の中の、ああ、ごめんなさい、17 条、もっと前か。

17 条の 3 ですか、その特定管理株式ということですね。これは、私も、その株のこと、もうひとつ内容は詳しくないんですが、株の取引が冷えてますので、それで、全体的に損益通算とかいうような形で、マイナスが補てんされたような格好で、個人につきましては、そういう銀行で、ずっと眠っとうような株とかについても対象となるいうふうに聞いておるんですけど、ちょっと、もうひとつ。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

6 番（金谷英志君） 聞きたいのはね、そういう説明ではなくて、佐用町でそれ、実際 20 年度でしたら、どれぐらい税収があって影響が受けるのかということが聞きたい。内容は、僕ら、あまりよう分からんのですけれども、佐用町に対して、それが今まで、どのぐらいあったのかいう。

税務課長（保井正文君） すいません、そのへんのところについては、ちょっと精査はようしておりませんのですけれども、個人の方が株取引されとう中での話しになろうかと思えますので、そのへんのところは、ちょっと把握できてないです。申し訳ないです。

6 番（金谷英志君） それは、株取引は、それは個人でしょうけれども、町の方に、それが、これに特例として挙がってくるわけです。その対象となる人で、額とかね、それを聞きたいんです。

町長（庵途典章君） 予算書には入れてますから。決算書にも出てたし、ちょっと今日は、予算の話は出てないから、ちょっと持ってないから。予算書見ていただければ、上程時のやつが出てますから。

6 番（金谷英志君） ああそう。まあええ。

議長（西岡 正君） よろしいか。他にありますか。  
ないようですから、質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより本案について、採決に入ります。この採決は、挙手によって行ないます。  
承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例の一部を改正する条例、専決第 1 号を原案のとおり承認することに賛成の方の、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

---

日程第4．承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 専決第2号）

議長（西岡 正君） 続いて、日程第4に入ります。  
承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、専決第2号を議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔「一括で」と呼ぶ者あり〕

〔「何を」と呼ぶ者あり〕

〔副町長「専決2号やで」と呼ぶ〕

〔「うん、それは一括説明してる」と呼ぶ者あり〕

町長（庵逄典章君） 専決については、もう一括今、提案、説明している。

議長（西岡 正君） えっ、あっ、一括してないんやな。今は。

〔「説明を一括されたんかもしれません」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ほな、説明。ほな、お願いします。  
そやけど、質疑ずつ入ったらええんや。

〔町長「そやけど、何でそんなことになるん。もうちょっと、よう調整しておかなあかへんがな」と呼ぶ〕

〔総務課長「こういうふうに、議会の方が」と呼ぶ〕

〔町長「事務局と、よう話してもらわな」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 提案理由の説明。

議会事務局長（大久保八郎君） いや、一括。ここでね。

議長（西岡 正君） 一括、ああ、

議会事務局長（大久保八郎君） ここでね一括説明していただいとうさかいに、ここから入ってください。（聴取不能）。一括で。

議長（西岡 正君） 一括で、先ほど提案していただいておりますので、これより承認第2号の質疑に入ります。質疑ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 笹田です。質問します。

まず、1点質問したいのは、このまず条例で、佐用町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例なんですけど、この最初に出てくる一部を改正する条例というのを条例集を見てもないんですが、それは、どういうことでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

税務課長（保井正文君） 昨年、条例第18号で、4月30日付けで、条例改正を大幅にさせていただいたんですが、その時に平成21年4月1日施行というのが、かなりたくさんあったと思います。

で、実際、この4月1日に、それが効力を発するわけなんですけど、先行して3月31日に、昨年可決いただきました、その一部改正条例の中の一部が、既に、頻繁に変わりますんで、内容が変わっておりますので、一部改正条例を3月31日の専決で内容を改正させていただいて、昨年提案どおり4月1日施行という格好になりますんで、これ正直言いまして、国の法律が3月31日ドタバタだったんで、準則という形で、内容的にも、未だ上位法令が見えない段階での条例改正ということになりますんで、準則に基づくんですが、町の条例集の体裁上、便宜上、2本立てにさせていただいております。そういうふうに理解していただければと思います。ちょっと、ややこしいんですが。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） ということは確認させてもらいますと、条例の中に、21年4月からと、破線で囲ってある、あの部分のことが、この一部改正条例という、そういうふうに理解したらいいんですか。

議長（山田弘治君） はい。

税務課長（保井正文君） それと、当然、附則がかなり付いてございますんで、そういった部分と、後段、今ある条例集の一番後段、附則、4月、ごめんなさい、20年4月30日条例第18号に係わる附則1号、2号というのども、この対象になります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） いいですか。

それと、新旧対照表で言いますと、まず 47 条の 2 の 2 なんですけども、特別徴収の対象者は年金の所得者は、年金から住民税が天引きされるということが書いてありますけれども、10 月からということですが、該当者は、去年は、約 2 割程度と言われたんですが、今年は、どれくらいでしょうか。分かりますか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） あの、去年は、最初、導入するということで、かなり概算の数字を申し上げておると思うんですが、実は、今年につきましては、既に特別徴収というのが、民間の会社の方から、従前の特別徴収というような形態の中で、もう始まっております。

で、実は、6 月になりますと普通徴収ということで、一般で口座振替とか納付書で納めていただくわけなんですけど、その作業が 5 月の 25 日、この 25 日に作業を行う予定にしております。それで、今、分かる範囲で申し上げますと、特徴ということで、給与所得者で特別徴収される方が 4,835 人。それから、今の時点で普通徴収になる方が 4,200 人。で、年金の方が 1,631 人。で、ただ、今言いました、25 日ということで曖昧なのは、いろんな形態が出てくると思うんです。年金もらいながら会社勤めされておって、年金の分は年金から、それから、それ以外の方は、給料からというような形で、その会社、給料の特別徴収と、年金で徴収される方が、今、分かっておりますのは、70 名。で、25 日まで分からないと申し上げておるのが、4,200 人の内 1,631 人が年金ですから、70 人引きますと 1,651 人、この方が普通徴収と、それから年金徴収の 2 本立てで併徴される方が、なんぼなんか。それと年金特徴だけの人が何ぼなんかというのが、この 1,561 人の内訳が、25 日にならないとはっきりしないということで、そういう状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 12 の 3 ページですね、ここに挙がっております肉用牛の売却による事業所得にかかる町民税の課税の特例とかね、それから、その次ですね、上場株式等による配当所得に係る町民税の課税の特例。それから、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例とか、こうありますけれど、本町においては、これ件数として何ぼぐらいに該当するんは、つかんどってですか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） 冒頭に申された肉用牛の売却につきましては、制度上あるんですが、現実的には、これも、ここに今回条例改正させていただきました主だったものは、以下ずっと続くんですが、前段の一部改正のところがありました住宅取得控除の 21 年から 25 年という新たな条文が入りましたんで、こういった方が、取得控除される場合に、従来でしたら、従来型の平成 18 年までの取得控除だったんですが、新たに 21 年度以降のが追加になります。

したんで、それを、順次こう文言を加えていっただけの意図なんですけど、現実には、その肉用牛につきましては、21年度から佐用町においても、そういった軽減、これは2,000頭以上、ああごめんなさい2,000万円以上ですか。それとか、今まででしたら、100万超え。1頭当たりですよ。50万、今度は、50万超える分については課税対象とかというような形で、かなり全国的にいろんな形で肉が不足しているような状況で、政府の方が肉用牛の生産者に対する軽減措置を講じておりますんで、具体的な数字は、申し訳ないですが、持って上がっておらんのんですが、今年度から、そういった対象の方にも申告していただいて、基本的には、今言います免税以下というような状況になっておるように承知しております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） ページ数で言うと、12の9で、12分の9のところですが、配当割り額とか、また株式の譲渡所得割の、この控除についてですけども、08年度で、20パーセントから10パーセントになっているわけなんですけど、それがまた継続されて10パーセントということなんですけど、現在、この先ほど、ちょっと答えがあったか、予算書見たらとか言われたんですが、もう一度お聞きしたいんですが、だいたい的人数とかは、該当する人は分かりますか。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（保井正文君） 非常に申し訳ございません。勉強不足で。ちょっとおさえとらんのんです。おっしゃるようには内容は、株価が冷えて、株の取引が冷えてますんで、通常20パーセントの分離課税を10パーにして、町の取り分が1.8パーというのを継続することなんですけど、実態は、申し訳ございません。現時点、今、資料持ち合わせておりませんので、よろしくをお願いします。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 2割を1割ということになりますと、金額で、例えば、1,000万配当があったとすると、200万が、言い方おかしいんですけども、今までの半分ですむということになるわけですから、結局配当する、株とかする人は、だいたいお金を持っている人が多いと思うんですけどね、そういった金持ちとか、そういった富裕層に対する優遇だと思うんですけども、そのへんは、どのように町としては考えますか。

議長（西岡 正君） はい。

税務課長（保井正文君） それにつきましては、基本的には国税、所得税があって、それを受けまして、地方税法、上位法令が先行しておりますので、それを受けての基本的なところは地方税法。まあ、地方税法ということで、こういう、ごめんなさい。町条例ということで、

町条例で、いろんな項目を列記して準則に基づいて挙げておるんですが、極端な話、佐用町にかかわる分だけ条例で対応して、基本的には上位の地方税法が優先しておりますので、そのへんの判断については、私どもでは、何とも申し上げようがないということでご理解願えたらと思います。

議長（西岡 正君） はい、いいですか。はい、他に。  
はい、ないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 笹田です。専決第 2 号、佐用町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に反対の討論をいたします。

まず、公的年金から個人の町民税の特別徴収です。町民的には、個人住民税の所得割額と均等割額を 09 年 10 月支給分から年金から天引されるわけですが、先ほど聞きますと、年金受給者の数は、未だ未定だということなんで、5 月 25 日を過ぎないと分からないということですが、本人の意向も踏まえなくて天引きするということに年金の受給者の怒りは大変広がっております。

次に、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除については、上場株式の配当・譲渡益の税率 20 パーセントを 03 年から 10 パーセントに軽減されていますが、金持ち優遇の批判は大変高く 08 年度で一端廃止としましたが、09 年度から 11 年度にかけて実施されることになりました。所得に対する課税 20 パーセントを 10 パーセントにするということは税率が大変有利になることであり、金融資産を持つ富裕層に対する優遇を広げることになります。

以上の理由で反対の討論とします。

議長（西岡 正君） はい、賛成はございませんか。  
ないようですので、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。この採決は、挙手によって行ないます。

承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、専決第 2 号を原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

---

日程第 5 . 議案第 56 号 佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 5 に移ります。議案第 56 号、佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 56 号、佐用町職員の給与に関する条例の、条例等の一部を改正する条例につきまして提案理由をご説明申し上げます。

この度の改正は、低迷する社会経済が民間企業の夏季一時金に与える影響を勘案して、6 月期の期末勤勉手当、いわゆる夏季一時金の支給に関する特例措置として、本年 5 月に臨時に出された人事院の勧告に基づく国家公務員の給与法の改正に準じて、佐用町の職員・特別職及び議会議員の夏季一時金を 0.2 ヶ月減額する内容の改正でございます。

なお、今回改正後の 6 月期の期末勤勉手当は、通常 8 月以降に出される人事院勧告に基づく改正において過不足が生じる場合は、12 月期に支給される期末勤勉手当で調整することといたしております。

ご承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決いたします。

これより議案第 56 号の質疑に入りますが、質疑はございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） これ減額されることによって、役場職員のですね、平均で何ぼ、総額で何ぼ、そして、その後の使い道はどうなるんかということと、それを教えてください。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） まず、この影響ですけども、平均的に職員の場合で、減額 1 人、職員の場合でしたら 7 万 6,000 円が減額になります。

で、期末勤勉手当、職員の合計で言いますと 2,838 万の減額ということになります。

後の、用途等については、それについては、これは単に減額ということですので、理解していただきたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 減額ということでございます。その用途については、未だ決まっていないということですか。それ、どうするんやということ。その金額を。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういう減額になりますけれどもね、当然、一般会計です。だから、一般会計としてですね、今後、全体の予算執行を、当然また必要な場合には補正予算をさせていただきますけれども、減額、残れば、これは、また残額として残していくということになりますし。はい、別に特別に、他に使うというようなことを決めてない。決めれるものでもありませんし、現在の段階では減額のみです。

議長（西岡 正君） はい、他にありますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） 吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 3点ほど質問をさせていただきます。

1つ目は、組合との交渉の状況をお願いします。

それから、もう1つ、2点目は、先ほどの町長の提案の説明の中でもありましたけれど、この度の臨時勧告は初めて行われたものです。公務員の賃金は、前年の冬と当年の夏の民間の支給額を基に8月に人事院が勧告する仕組みになっています。この度は、例年どおりの調査は行うものの、その前に一部企業の調査を基に削減を勧告したものです。民間の一時金削減が相次いだので、公務員の夏季一時金も削減しようというのですが、元々勧告は夏の一時金支給には間に合わないため、年末一時金に反映されております。時間差はあっても全体としては、追従調整が行われる仕組みになっています。一時金カットは、自民党が減額法案を検討し始めたことが発端で、選挙向けに公務員をたたいたとアピールすることや、ルール無視の賃下げ実績づくりが狙いとの評価もありますが、この点について、どう考えられますか。

3点目に内需拡大による景気回復が求められている中で、そして、そのために補正予算を出したと言いながら、内需を冷やす一時金削減をあえて前倒しで行うということは、消費低迷と景気悪化の悪循環を加速することにつながると思いますが、町長は、どう考えられますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔総務課長「先に、組合との関係」と呼ぶ〕

〔町長「うん、組合の関係から」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 1点目の組合との関係ですけれども、状況ですけれども、組合との話し合いと言うんですか、こちらの方の町の考え方と、それから社会情勢、あるいは勧告の件並びに国の状況等も話する中で、概ね理解をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 現在の社会状況がですね、非常に急激なものの悪化の中ですね、もう一時金どころではない、雇用解雇とかですね、雇用そのものが非常に厳しくなっている。そういう社会状況ですので、当然まあ、その、未だ調査、その人事院勧告が正確な調査がされてるかどうかというようなですね、点について、未だ、各、他の民間企業の実態というものがですね、例年通り、きちっと調査されていない段階にあってもですね、現状では、もう社会状況がそうだとすることは、もう常識的に判断ができると。非常に、それは、もっともっと厳しい状態になるのではないかなというふうに思っております。

当然これは、提案説明でもさせていただきましたが、8月に、また人事院勧告が出されてですね、12月の一時金によって調整をするということになります。ここで、調整を、まずしておかないとですね、多分、12月期においては、大幅な、この減額措置をしなきゃいけないというような、形になるのではないかなということを予想しております。

そういう意味でも、現段階において、国においても、そういう措置がされておりますけれどもね、町においても議会、先ほど、総務課長が申しましたけれども、組合職員、組合との話の中においても、佐用町地域の、この社会状況見てもですね、そういう厳しい状況の中で、この減額については、今の段階で減額をすべき点について、理解を得て、これを実行しようということなんで、よろしく、そのへんは、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） はい。この度の提案が職員給与、議員報酬、特別職の常勤の給与、これを抱き合わせで提案ということで、私としてはですね、これ別々に提案して、職員のことにつきましては、問題につきましては、十分な検討が必要だったというふうに思っております。

が、まあ、組合との協議で、渋々だと考えるものですが、職員も住宅ローンがあったり子どもを育てていたり大変な厳しい状況がありますので、そういった点も十分な考慮をいただくように思っております。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然職員も厳しい実際を分かち合わないですね、公務員の場合には、これは、今の景気が非常にこういう状況で不況になっても職員給与については、今安定しているわけです。もう民間においては、それが即ですね、その給与、またボーナスに影響して、先ほど言いましたように、もうボーナスどころではない。解雇というようなことになれば、給与そのものももらえない。所得がないというような状態が生まれてきているわけですね。やっぱり、そういう点については、やっぱり、職員も十分にですね、社会、今の状況というものを理解をしてくれておりますし、今回の0.2ヵ月、7万いくらというのは、非常に大きい金額でありますけれども、もとのボーナスというものが、今の民間の

状況から見ればですね、かなりの額というものが支給されているわけですから、これは、私は、当然、職員としても理解をすべき、していただくべき内容ではないかというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 職員給与については、議会は従来から、職員組合の見解を尊重するというので、これは従来から、そういう立場で来ているわけですが、私は、やっぱり今回の問題、確かに、それは尊重というのは、まず大前提だが、今、吉井議員も質問したように、この前倒し減額ですね、そういった内容で出されてきている、この問題、民間が、そういう状況だから、そういう状況だからということフルに使ってね、やっぱり、それで上から、ドッドドッド締めて行くというようなやり方が、大きく見ればね、やっぱり GDP の 1 月、3 月期の今、集計出されました。前回、10、12 月期に比べたら 15 パーセント、年率換算でね、減というのが、もう新聞で躍っています。こういう状況下で見ればね、やっぱり公務員給与というのは、そういう内需拡大に与える影響というのは、大きいわけで、そういったことも踏まえて、やっぱり対応もね、必要じゃないかというふうに、私は思うんですね。

そういう点から、当然のことながら、これは国家公務員の人事院勧告という、地方公務員準じているということなんですが、全県下、専決せずに臨時議会でというようなことで指導があったようなことを聞いたんだけど、実際問題、全県下ね、この臨時議会で、この提案をされているのかどうか、そのあたりの調査については、どういうふうにされているのか、お伺いしたいんですが。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 全国的な、今の現状の情報です・・・

〔鍋島君「県下でよろしい。県下で」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君） 県内でよろしい。

〔鍋島君「うん、県内でよろしい」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君） 県内では、12 町の状況を把握しております。12 町の内、この 5 月で条例改正で、減額凍結する団体が 9 町です。後 3 町は 12 月で調整ということで、その内容については、3 町の中で、各自治体で、その町で既に給与カットをしていると。あるいは、選挙等で調整ができずにいうことで、12 月で調整するというように聞いております。9 町が、12 町の内 9 町が 5 月で改正するという状況です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 分かっているんだったら、その 3 町の名前教えて。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 香美町と市川町と上郡町ということです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

21 番（鍋島裕文君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですので、すので、

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 直接条例案ではないんですけども、職員の給与あるいは、人事院の支給率が改正されると、連動されて従来でしたら臨職ですね、あのあたりに影響が出てくる可能性があるのかなと思うんですけども、そのあたりは、どうなってますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 当然、その点についてもですね、いろいろと考えていかなきゃいけないということなんで。

ただ、やはり、全く減額をしないというわけにはいかないだろうということですけども、ただ、基礎額が、臨時職員の場合は低いです。そういうことで、今のところ 0.1 ヶ月の減額ということで配慮をしようというふうに、私は、思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 規則の範疇になるので、後は町長の判断の方になるのかなと思うんですけども、先ほどの答弁でもありましたように、当然、基礎額が低いわけですよ。職員全体で言えば、先ほどの回答のように、平均 7 万円ですけども、それは、全体の支給額が 70 万、80 万、まあ 100 万近い中での話ですよ。当然、臨職、パートということになれば、その支給額全体の、その 2 分の 1 あるいは 3 分の 1 になるわけですから、数字にすれば、0.2 ヶ月を 0.1 ヶ月に減額すると言いながら、やはり、その実数、実額というのは、生活に与える影響っていうのは、かなり大きいと思います。

で、あえて、この夏の時期に、それを同調してするのがいいのか、あるいは、夏の人勤の勧告を待って 12 月に職員に準じる形で調整を考えていくのがいいのか、そのあたりも慎重に含めて、その規則の改正については、実行していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（西岡 正君） 答弁よろしいですね。はい、他に。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 質問というのは、あれではないのかも分かりませんが、今回、ちょっと下がるということで、それは、それでいろんな条件の中で、仕方がないのかなという気がするんですけども、先頃、職員のあれが、5時半だったのが5時15分になっております。ねっ、私らが、変な、うがった見方なんかを、しない方がいいんでしょうけども、ボーナスが下がる。その分だけ残業時間が増えて、残業手当が増える、総額一緒と言うんでは、町民の耳障りだけ、ああ下げたんだなというようなことに、なってはいけないと思うんです。そこらへんだけは、きっちり抑えておかないと、15分早くなった分だけ、残業手当が15分分だけ、もうちょっと、ボーナスが減った分だけ頑張って残業手当を増やしたという職員が、そんなことはないとは思いますが、あるようでは困るんで、その点だけ、ちょっと気をつけてもらいたいし、そこら辺について、どういうふうに考えておるかだけ、ちょっと伺いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） たまたま、そういう時期が重なったわけなんですけども、そういう考え方で、仕事をしている職員は、私は、いないというふうには思っておりますけども、十分に、そういう点についてはね、職員の、または勤務、超勤の問題についてはですね、それぞれ仕事の内容等、きちっと把握しながら、管理職が管理をしながら、そういうことの誤解を与えないようなね、勤務の内容、勤務して、さしていきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

11 番（山本幹雄君） まあまあ、再度、まあまあ、そういうことでね、多分僕もないとは思いますが、あつてはいかんことだと思います。

が、しかしやっぱりね、今、鍋島さん等が言われておるように、非常に問題もある、生活基盤の中で厳しいなと言われとう方も、たくさんおられるということであるなら、やっぱり、そういう残業手当を、町民から見ても、急に増えておるがなということのないようにだけしてもらわないかんし、そこらへんの調査だけは、きっちりお願いしたいと思えますんで、そういうことで終わります。

議長（西岡 正君） 他にありますか。  
ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより議案第 56 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。  
議案第 56 号、佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡 正君） 以上で本日の日程は終了いたしました。  
お諮りします。今期臨時会に付議された案件は、終了いたしましたので、閉会したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、第 27 回佐用町議会臨時会はこれをもって閉会といたします。  
挙がりました案件につきまして、十分ご審議をいただき、適切妥当な答えが得られましたことを、心より感謝を申し上げるところでございます。  
冒頭にも申し上げましたけれども、インフルエンザ等が流行いたしておりますので、皆さん方におかれましては、各自お体をご自愛いただきまして、なお一層の議員活動に励んでいただきますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。  
町長、あいさつをお願いします。

町長（庵途典章君） どうも、いろいろとご審議いただきまして、ご承認いただきまして、本当にありがとうございます。  
後また、全員協議会の方で、またいろいろとご報告させていただきますけれども、よろしくお願ひいたします。

---

午前 10 時 30 分 閉会